

函館赤十字病院 訪問リハビリテーション
【指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション】
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 函館赤十字病院が開設する訪問リハビリテーション（以下、「事業所」という。）が行う『指定訪問リハビリテーション』及び『指定介護予防訪問リハビリテーション』（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士及び作業療法士が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要支援状態又は要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業を提供する際は、要支援状態又は要介護状態の心身の特性を踏まえて利用者の居宅において理学療法及び作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持向上を図り、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続して営むことが出来るよう支援していくものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：函館赤十字病院 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地：函館市堀川町6番21号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び利用者の心身の状況を把握し適切なサービスを円滑に提供できるよう管理すると共に、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行い、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 7名（管理者1名含む）

医師は定期的な診療のもと、リハビリテーションの目的や、そのリハビリテーションの留意事項などを含めた適切な指示を行う。

- (3) 作業療法士 1名 理学療法士 1名

理学療法士及び作業療法士は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、事業にあたるものとする。

(事業の内容)

第5条 事業は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て実施する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）開院記念日（11月1日）は除く。
営業時間	8：40～17：15
サービス提供時間	9：00～16：30

(利用料)

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う（介護予防）訪問リハビリテーションに要した交通費については、通常の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり20円を徴収する。

(通常の実施地域)

第8条 事業の通常の実施地域は、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧楸法華村、旧南茅部町を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所及びその従事者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡をする等の処置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

(虐待防止について)

第10条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止する為に次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 下記に定めた虐待防止措置を適切に実施する為、専任の担当者を設置する。

(担当：リハビリテーション課 課長 理学療法士 松村 圭)

2 定期的な委員会を開催し、事案報告や対応の検討などを行い、従事者への周知徹底を図る。

3 虐待防止の為に必要な指針などを整備する。

4 定期的な研修会（年1～2回程度）実施し、従事者の知識の補完や質の向上を図る。

(その他運営に関する重要事項)

第 11 条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備するよう努める。

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。なお、事業所を退職したものについても同様である。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者が立案し、函館赤十字病院の協議に基づいて定めるものとする。